

取付ます制度変更に関するよくある質問（開発行為等）

FAQ

Q 制度変更の対象は？

A 令和7年11月1日より、以下の2つを対象として制度が変わります。

- ・ 開発行為（開発許可が必要なもの 又は 位置指定道路を伴う宅地造成）
- ・ 宅地分譲（上記以外で、2区画以上を販売するもの、建売も含む）

Q どう変わるの？

A ・ 開発行為

→開発区域に取付ます（又は取付マンホール）を公費設置していましたが、これができなくなります。

・ 宅地分譲

→分譲区画に1つずつ取付ますを公費設置していましたが、分譲地全体に対して1つまでになります。

取付ます制度変更に関するよくある質問（全体）

FAQ

Q

制度変更の対象は？

A

令和8年4月1日より、供用開始区域への取付ます公費設置ができなくなります。

Q

供用開始区域ってなに？

A

「供用開始区域」とは、市が下水道の整備を完了し、皆さんが下水道を使えるようになった地域のことを指します。

倉敷市本庁8階の窓口システム、または倉敷市ホームページから確認することができます。

（トップページ＞くらし＞水道・下水道＞下水道＞下水道に接続するとき＞下水処理開始の告示＞供用開始区域図）